

平成 19 年度

**区民公益活動に関する助成制度
[政策助成]の手引き**

*区民団体の行う公益活動を推進するため
区が行う政策に合致し、区政目標の実現に貢献する
活動について、新たな助成制度を開始します。*

中 野 区

目次

1. 「区民公益活動に関する政策助成」とは	3
2. 助成の対象	3 ~ 6
3. 申請できる団体	6 ~ 7
4. 助成額	7 ~ 8
5. 助成対象経費	8 ~ 10
6. 申請期間	10
7. 申請時の提出書類	10
8. 申請から事業の評価までの流れ	11
9. 申請書類の確認	11
10. 内容審査と助成の決定	12 ~ 13
11. 決定の通知と助成金の交付、公表	13
12. 助成事業の報告、助成金交付額の確定	13
13. 助成事業の実績の評価、公表	14
14. 主なスケジュール	14
15. 助成決定後の事業内容の変更・中止	14
16. 区の調査等	14
17. 助成金の交付取消し・返還、公表	14 ~ 15
18. 帳簿類の保存	15
19. その他の留意事項	15
20. その他のQ & A	15 ~ 16

1. 「区民公益活動に関する政策助成」とは

区は、平成18年3月、区民団体の自主的な活動を推進し、豊かな地域社会の実現をめざす「中野区区民公益活動の推進に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、区は「区民公益活動推進基金からの助成」を18年度から開始したところです。 **Q1**

さらに19年度は新たに、区が行う政策に合致し、区政目標の実現に貢献する活動については、「区民公益活動に関する政策助成」として、助成を開始します。

Q1 「政策助成」と「基金からの助成」との違いは、どういう点か？

- A 政策助成は、区が行う政策に合致し、区政目標の実現に貢献する活動に助成します。他方、基金からの助成は、区政目標の実現には貢献するが、政策とはなっていない活動も対象としており、かつ対象とする活動領域を限定しません。政策助成と比べ、先駆性・創造性、発展性を重視しており、附属機関である区民公益活動推進協議会の審査を経て、助成事業を決定します。
- なお、19年度の基金からの助成は、6月に募集する予定です。

2. 助成の対象

助成の対象とする活動は、次表に掲げた活動領域で区民団体が区民を対象に自ら行う公益活動です。 **Q2～Q6**

ただし、次の(1)～(4)のすべてに該当する事業とします。

- (1) 不特定多数のものの利益の増進に寄与する、非営利の事業。
- (2) 平成19年度中に行う事業（事業の実施が申請年度内であれば、申請前に実施済みの事業も対象になります）。
- (3) 宗教・政治・選挙活動を目的としない事業。
- (4) 国または地方自治体（中野区を含む）、中野区から助成を受ける団体の、いずれからも助成等を受けない事業

	活動領域	19年度に区として重点をおく取組み（助成にあたり優先度の高い取組み）	19年度助成予定総額	申請・問合せ先
1	地域を住民自身で支える活動	・地域の団体や区民が幅広く参画し、地域団体のネットワーク形成又は地域活性化をするための取組み	800千円	区民生活部 地域活動担当 電話 3228-8093 窓口番号 9-12

2	産業の活性化、勤労者支援又は消費者のための活動	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの魅力を発見・発信する活動 ・地方都市との経済交流などを推進する活動 ・若者の就労支援に向けた活動 	800 千円	区民生活部 産業振興担当 電話 3228-5591 窓口番号 8-15
3	地球環境を守るための活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止を目的とした環境学習活動 ・地域の環境美化を推進する活動 	800 千円	区民生活部 環境リサイクルプラザ 電話 3389-0600
4	子どもと子育て家庭を支援するための活動	<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも参加できる子どもの居場所づくりの活動 ・異世代間交流の推進のための活動 ・子どもの体力づくりのための活動 ・子どもが多様な体験をとおして、社会性を身につける活動 	9,800 千円	子ども家庭部 子ども育成担当 電話 3228-5648 窓口番号 3-17
5	男女共同参画を推進するための活動	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が再就職するための知識・技術の習得に関する活動 ・男性向けに家事・育児・介護知識の普及や、男性の地域活動の参画促進のための活動 	800 千円	子ども家庭部 男女共同参画センター 電話 3380-6945
6	地域の保健福祉の推進のための活動	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の健康づくりのための相談や指導などの支援に関する活動 ・高齢者や障害者などが地域で安心して暮らせるための見守りや援助などに関する活動 	800 千円	保健福祉部 経営担当 電話 3228-5609 窓口番号 6 - 6
7	安全で快適なまちづくりのための活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で愛される公園とするための活動 ・提案型地区計画に向けたまちづくり活動（地域まちづくり協議会など） 	800 千円	都市整備部 都市計画担当 電話 3228-8840 窓口番号 9 - 1

8	学習、文化、芸術 又はスポーツ振興 のための活動	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の体力向上を目指した、気軽に参加できるスポーツ活動 ・中野らしさを創出する文化・芸術活動への取組み 	800 千円	教育委員会 事務局 生涯学習担当 電話 3228-8863 窓口番号 5-13
9	国際交流、平和又は 人権のための活動	<ul style="list-style-type: none"> ・環境、文化、芸術、教育、体育等に関する、諸外国との区民レベルの相互交流活動 ・区内在住の外国人に対する、日本語の習得や生活文化に関する相談、職業技術の向上を支援する活動 ・戦争体験を次世代へ継承していく、平和への取組み 	1,600 千円	政策室 平和・人権・国際化推進担当 電話 3228-8988 窓口番号 1-20

Q2 単独の事業で、例えば「地域を住民自身で支える活動」と「地球環境を守るための活動」の二つの活動領域に実施する事業の趣旨がまたがる場合、どのように申請すればいいのか？

A どの活動領域に活動の主眼がおかれているのか、申請者が選択の上、いずれかの活動領域で申請を行うこととなります。

Q3 前頁の表に、「活動領域」、「19年度に区として重点をおく取組み」、「19年度助成予定総額」という項目があるが、これらは年度によって変えていくのか？

A これらの項目については、助成の実績や効果等を踏まえ、変更の必要性も含めた検証を行った上で、年度ごとに定めます。

Q4 非営利の事業とあるが、利益をあげる事業は対象とならないのか？

A 対象となります。利益(収益)があったとしても、メンバーに分配せず、利益を活動に生かしていく事業であれば対象となります。

Q5 年間を通して行っている活動(例えば相談活動)は、申請の対象となるか？

A 対象となります。ただし、助成の対象は、申請年度ごとの経費となり、年度ごとの申請が必要です。

Q6 申請の対象は、新規の事業だけか？

A 新規・既存を問わずに対象となります。

3. 申請できる団体

次の要件をすべて満たす団体が対象です

- (1) 区民が自主的に組織する非営利の団体であること。 Q7～Q9
(社会福祉法人等の法人は対象外。区民が自主的に組織したNPO法人は可)
- (2) 主たる事務所又は連絡場所が区内にあること。 Q10～Q11
- (3) 規約及び会員名簿等を有すること。 Q12
- (4) 希望者は、任意に加入又は脱退ができる等団体の運営が民主的に行われていること。
- (5) 区民を対象とした公益活動の実績が原則として1年以上あり、継続的かつ計画的に活動を行っていること。 Q13、14

Q7 申請できる団体として、「非営利の団体」とあるが、どういう団体か？

A 利益(収益)があつたとしても、団体の会員に分配せずに、その利益を活動に生かすため、区民が自主的に組織するNPO(法人)やボランティアグループ、任意団体などです。
営利事業を行う任意団体は、申請事業が非営利の事業であっても対象となりません。
下記のようなNPO以外の法人(主な具体例)については、助成の対象外となります。
営利法人(株式会社等)、社団法人、財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、特殊法人等。

Q8 申請できる団体の人数は何人以上か？ また、活動する者は、中野区民でなければならないのか？

A 構成員が二人以上いれば、申請は可能です。ただし、中野区民(区内在住・在勤・在学)が一人以上いなければなりません。

Q9 団体の代表者には、何か要件があるのか？

A 20歳以上の成人であることが要件となります。(区外在住の方でも構いません)

Q10 主たる事務所が中野区内にない団体は申請できないのか？

A 連絡場所が区内にあれば、申請できます。ただし、活動が中野区民を対象にしている必要があります。

Q11 特に事務所といえる場所がない団体は、申請できるのか？

A 申請できます。団体の代表者の自宅を事務所として申請すれば、結構です。

Q12 規約や会員名簿は、必要なのか？

A 規約や会則、会員名簿(事情により作成・提出が困難な場合は、役員名簿でも構いません)は、申請にあたり必要です。

Q13 原則1年以上の活動実績と設定した理由は何か？

A 活動(団体)の自主性・自律性の尊重が条例で謳われています。一定期間の公益活動の実績があることが、活動(団体)の自主性・自律性をみる上では必要との考えから、その期間を1年間としました。

Q14 原則1年以上の活動実績とあるが、1年に満たない場合はどうか？

A 単年度ごとに結成される実行委員会形式のような団体については、その内容により1年以上の活動実績がなくても可と判断します。

4. 助成額

助成限度額は、1事業につき年度内20万円、1団体につき年度内40万円までです。
(1団体につき年度内40万円以内であれば、事業数についての制約はありません。また、前記1の「助成の対象とする活動領域」の異なる場合も、助成総額40万円の範囲内であれば、申請は可能です)

Q15 ~ Q16

助成金の額は、1事業につき助成対象経費の総額の3分の2以内です。

Q15 助成限度額が1事業につき年度内20万円、1団体につき年度内40万円ということだが、20万円1事業、10万円2事業の計3事業40万円の申請は可能か？

A 可能です。複数の活動領域にまたがる申請も含め、40万円の範囲内であれば、特に事業数の制限はありません。ただし、申請手続きは活動領域ごとに行って頂くことになります。

Q16 ここでいう、1事業とは、どういう範囲で区切るのか？例えば、連続講座や、春季・秋季大会のように季節を分けて実施するような催しについては、どう判断するのか？

A 複数回にわたる実施であっても、「実施回ごとの趣旨や目的が共通で、事業としての一体性があると判断できる場合」は、単一の事業とみなします。

5. 助成対象経費

(1)謝礼金、(2)交通費、(3)保険料、(4)印刷・製本費、(5)消耗品等購入費、(6)その他の経費で、当該申請事業を実施するために必要な経費とします。

なお、団体の運営にかかる経費(例:事務局経費)及び施設使用料(区立施設及び民間施設を問いません、宿泊施設も含みます)は、助成対象外とします。

下の表を参考に、ご確認下さい。

Q17~18

助成対象経費	助成対象経費の例	助成対象とならない経費
各経費共通	当該申請事業を実施するために、必要な経費	(1) 団体の運営にかかる経費 (例:事務局に関わる、人件費、賃借料、光熱水費、電話等の通信費、各種維持管理費、OA機器・家具・什器類の購入費等)
		(2) 施設使用料(区立施設及び民間施設を問いません、宿泊施設も含みます)
(1) 謝礼金	講演・講座・講習等の講師謝礼、運営スタッフへの謝礼	団体内部(団体の会員と、生計同一の家族)の講師・指導者・事業従事者等への謝礼
		品物や金券など現金以外での謝礼 (ただし、特別な事情がある場合には、区の担当へご相談下さい)

(2) 交通費	講師や運営スタッフの交通費	自家用車の利用にかかる費用(ガソリン代・有料道路通行料等)、タクシー料金 (ただし、特別な事情がある場合には、区の担当へご相談下さい)
		公共交通機関を利用した場合の一般運賃以外の料金(グリーン車の料金等)
(3) 保険料	活動時の事故等を補償	団体の活動を対象とする保険契約ではなく、団体が所有ないし管理する自動車の賠償責任保険契約や、建物の火災保険や地震保険等、団体が所有ないし管理する財物を対象とする保険契約にかかる料金 (ただし、特別な事情がある場合には、区の担当へご相談下さい)
(4) 印刷・製本費	チラシ・パンフレット類の印刷費等	当該申請事業の案内・周知に限定しない、団体の活動一般を広報するようなチラシ・ポスター類の作成に要する経費
		発行目的を当該申請事業に限定しない、刊行物・冊子類の作成に要する経費
(5) 消耗品等購入費	各種消耗品、事務用品等の購入費	会員に供する飲食物・食材の購入費
(6) その他の経費	通信費(事業の実施に必要な切手代、電話料金等)	事業以外に使用する通信費、及びインターネット使用料等
	事業を実施するための機器の使用料・賃借料等	事務所の家賃等
	当該事業のみに必要、かつ使用を限定する備品類	当該事業における必要性、または事業に使用が限定されないことが客観的に推定される機器類。(例:テレビ、パソコン、デジタルカメラ等の汎用家電類) ただし、例えばパソコンが当該事業でのみ使用すると認められる場合には助成対象とする。
	キャンプ場等の野営施設の借り上げ費	

Q17 運営スタッフへの謝礼金は、アルバイトなどへの謝礼も含めて考えて良いのか？

A 運営スタッフへの謝礼金については、アルバイトも含まれます。

Q18 個々の対象経費について、上限はあるのか？

A 特に具体的な基準や上限は、統一的に定めません。経費算定等が活動内容からみて、適正かつ妥当かどうか審査を行います。

6. 申請期間

平成19年4月2日(月) ~ 5月11日(金)

下記7の書類を、区の各担当(3~5ページに記載の申請先)に直接、提出下さい。
(郵送は不可とします)

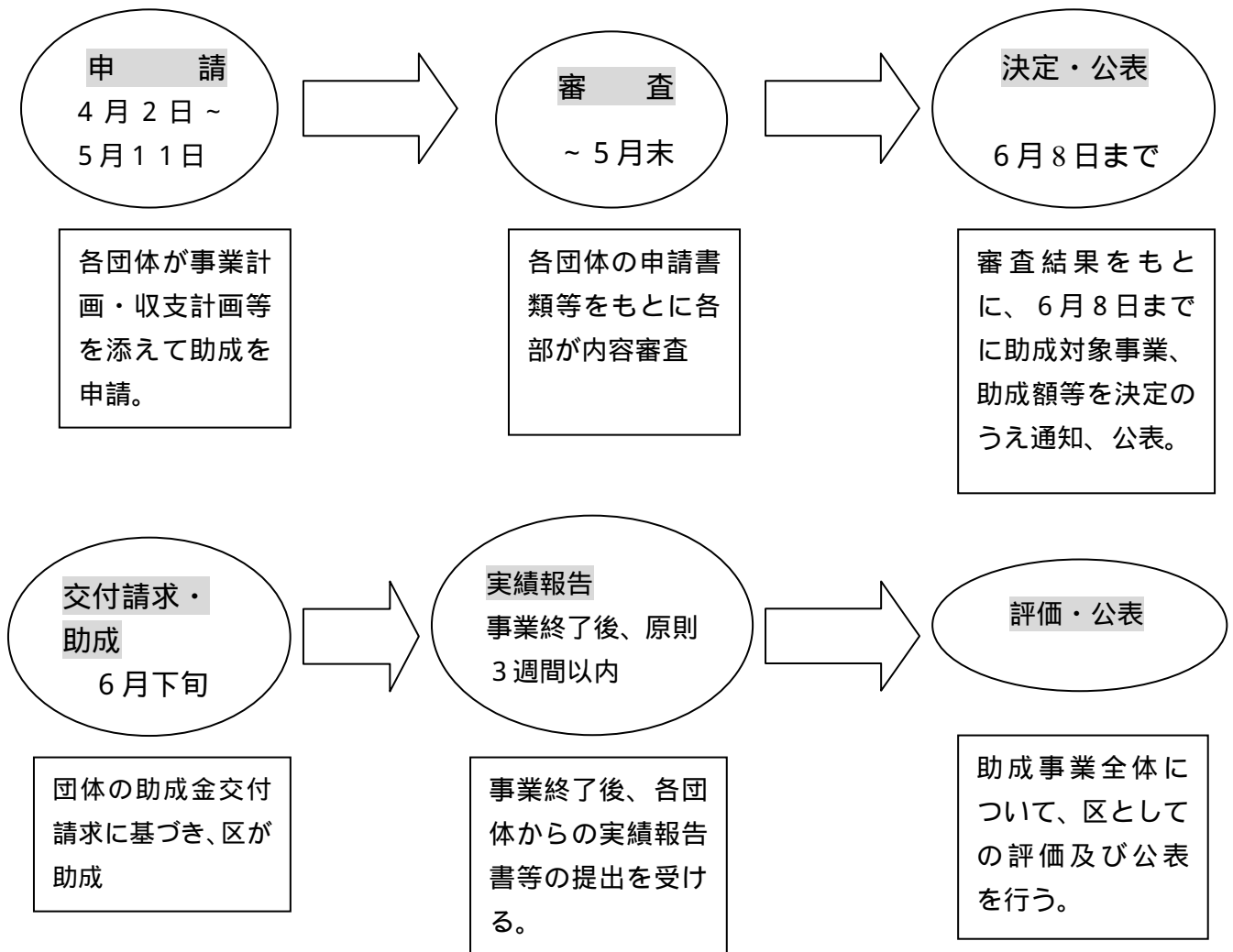
7. 申請時の提出書類

- (1) 申請書(第1号様式) Q19
- (2) 事業実施計画書(第1号様式別紙1)
- (3) 事業収支計画書(第1号様式別紙2)
- (4) 規約・会則など(団体の設立年月日、設立目的、団体の運営方法等がわかるもの)
- (5) 団体の会員名簿(会員の住所・氏名が記載されているもの)
- (6) 団体の活動概要のわかるもの(今年度のスケジュール、過去の活動実績、機関紙等)
- (7) 上部団体に属している場合は、上部団体との関係がわかるもの(組織図等)
(5)について、会員名簿の作成が困難な場合、役員名簿でも可とします。

Q19 年間を通して複数の事業を計画している。どのように申請すれば、いいのか？

A 「(1)申請書」、「(2)事業実施計画書」、「(3)事業収支計画書」については、事業ごとに作成して下さい。
ただし、「(4)規約・会則など」、「(5)団体の会員名簿」、「(6)団体の活動概要の分かるもの」、「(7)上部団体に属している場合は、上部団体との関係が分かるもの」については、異なる活動領域の事業を複数、計画している場合であっても、最初に申請される窓口のみへの提出で結構です。職員が書類を複写して対応します。

8. 申請から事業の評価までの流れ



9. 申請書類の確認

申請書類の確認については、以下のように行います。

申請書類の受付時(申請者の来庁時)に、記入上の不備がないか等を確認します。

申請書類の内容確認の結果、もし申請できる要件に適合しない場合は、申請された団体に連絡の上、申請書類を返却させていただきます。

10. 内容審査と助成の決定

内容審査の方法

申請書類の受理後、審査は、以下の審査基準に基づき、非公開で行います。

< 審査基準 >

	目 標	内 容
1	区政目標実現への貢献度	区が行っている政策(施策)の考え方に合致し、どの程度区政目標実現に貢献できるか。
2	事業の波及効果	事業への参加人員や事業実施による波及効果はどうか。
3	事業の実行可能性・継続性	事業の実施体制は十分か。継続性はあるか。
4	経費の妥当性	申請経費は適当であるか。

(具体的な審査方法)

前記の審査基準ごとに、採点を行います。

採点(25点満点)の結果、原則として合計17点以上の事業のうち、予算額の範囲内で、助成金交付対象事業を選定します。

なお、助成金額は申請額を基本としますが、審査により減額する場合があります。

採点の配分は以下のとおりです。

審 査 基 準	配 点
「1. 区政目標実現への貢献度」	
(1) 区として重点を置く取組みに合致するかどうか。	合致する場合は、5点を加点 (合致しないものには、加点無し)
(2) どの程度、区政目標の実現に貢献できるかどうか。 (審査のポイント) 各部が設定している区政目標を実現していくうえで、当該事業がどの程度、貢献できるか、貢献度を審査する。	5点～1点
「2. 事業の波及効果」 (審査のポイント) 当該事業が、団体の会員や限定的な事業参加者にとどまらず、広く一般の区民にも効果を及ぼすことが期待できるか、効果について審査する。	5点～1点

<p>「3. 事業の実行可能性・継続性」 (審査のポイント)</p> <p>計画全体に無理がなく、実行可能な方法等により的確に実施されるか、また一過性の催しではなく、将来にわたり継続的な事業の実施が見込めるか、審査する。</p>	5点～1点
<p>「4. 経費の妥当性」 (審査のポイント)</p> <p>事業を適切かつ的確に実施するうえで、助成対象とする経費のなかに、助成を行ううえで不適切、または社会通念上からみて過大な積算を行った経費が含まれていないかについて審査する。</p>	5点～1点

11. 決定の通知と助成金の交付、公表

6月8日(金)までに、「助成金交付決定通知」又は「助成金不交付決定通知」を発送します。

助成金交付決定事業については、助成金交付請求書を提出していただきます。助成金の交付(概算払い 事業実施後、精算。)は、6月下旬を予定しています。

助成する団体名、代表者名、事業名、助成交付決定額は、区のホームページ等で公表します。

12. 助成事業の報告、助成金交付額の確定

助成事業が完了したときは、事業終了後、3週間以内に(ただし、3月25日以降に事業が完了する団体は、区の会計処理の関係上、4月11日までに)、助成金を交付した事業ごとに下記の書類を提出してください。

- (1) 実績報告書(第6号様式)
- (2) 事業実施報告書(第6号様式別紙1)
- (3) 事業収支報告書(第6号様式別紙2)
- (4) 事業収支報告に基づく精算書(第6号様式別紙3)
- (5) その他事業の内容及び成果を表わす資料

区は、実績報告書を審査し、助成金交付額を確定して団体に通知します。確定した助成金交付額よりも交付済助成金額が多い場合(残額が生じた場合)は、その分を返還していただきます。

13. 助成事業の実績の評価、公表

区は、実績報告書の内容に基づき、助成事業の評価を行います。

評価の結果は、区のホームページ等で公表します。

14. 主なスケジュール

平成19年4月2日(月)～平成19年5月11日(金) 助成希望事業の申請受付

5月末までに ----- ・申請のあった事業の内容審査

(審査終了後) ----- ・審査結果をもとに、助成対象事業、助成額等を決定。

6月8日(金)まで ----- ・区が助成金交付・不交付を通知(発送)、公表

6月下旬 ----- ・団体の助成金交付請求に基づき、区が助成(概算払い)

平成20年3月まで ----- ・団体による助成金交付事業の実施
事業実施後、報告書の提出、精算

15. 助成決定後の事業内容の変更・中止

助成金の交付決定後に事業内容を変更または中止する場合、区の担当者に相談のうえ、担当者の指示に沿って必要書類を提出して下さい。(助成金の増額申請はできません)。

16. 区の調査等

区は、必要に応じて、助成事業の実施状況について報告を求めたり、調査をすることがあります。また、助成金の使途について、帳簿等の検査をすることがあります。

報告や調査、検査の結果、助成事業が助成の交付決定の内容や交付条件に沿って実施されていないと認められた場合は、区は、交付決定の内容に適合させるよう命じることになりますので、ご注意ください。

17. 助成金の交付取消し・返還、公表

助成団体が、次のいずれかに該当したときは、助成金の全部又は一部を取り消し、助成金を返還していただく場合があります。

- (1) 偽りや不正手段により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成事業の実績報告を怠ったとき。

- (4) 前記、「16. 区の調査等」に記載の事項に反したとき。
- (5) 助成金交付決定内容や交付条件、法令に違反したとき。

交付決定を取消した場合、団体名、代表者名、事業名を区のホームページ等で公表します。

18. 帳簿類の保存

助成事業に関わる収支を明らかにした帳簿や領収書、関係書類は平成25年3月まで(平成19年度の助成の場合)、保管しておいてください。

19. その他の留意事項

- (1) 個人情報(代表者氏名を除く)を除き、提出された書類・資料はすべて公表します。
- (2) この助成に関する区からの連絡は、団体の連絡担当者の方に行います。
- (3) 助成対象となった事業に関する区民の方から問い合わせ等については、区から連絡担当者の方に連絡します(あるいは、連絡担当者の方の電話番号等を、問い合わせしてきた方にお知らせします)ので、あらかじめご了承ください。
- (4) 書類の作成にあたっては、所定の様式を使用し、消せない筆記具で記入してください。印鑑(代表者)は、スタンプ印は使えません。全ての書類に同一のものを押してください。

申請時の記入内容の訂正

- ・訂正する箇所に二本線を引き、その上に正しい事項を記入して下さい。
- ただし、第1号様式表面の金額については訂正できません。

- (5) 申請書(第1号様式1)・別紙1・別紙2については、エクセルファイルの書式をメールでお送りしますので、必要な団体は、各担当にメールでその旨ご連絡ください。

20. その他のQ&A

Q20 助成活動の全部又は大部分を、イベント会社等へ請け負わせることは可能か？

A 助成の対象とする活動は、区民団体自らが実施する活動であり、助成の対象となりません。

Q21 国や他の自治体、行政機関などから委託を受けて実施する活動は、助成の対象となるのか？

A 助成の対象とする活動は、区民団体が自発的に、かつ主体的に行う活動であり、助成の対象となりません。

Q22 例えば、事業に付随して実施される、準備のための運営会議や実地踏査などは助成の対象範囲となるのか？

A 事業の実施に必要と判断できれば、助成の対象として認めます。

Q23 謝礼金の実績報告として、出勤簿や領収書等の確認書類は提出の必要があるのか？

A 支払い内容が客観的に確認できることが要件になります。講師への謝礼の支払いやアルバイトの出勤者数を確認するため書類等、領収書、出勤簿あるいは支払いの確認ができる書類等が必要になります。

(コピーを提出して下さい。原本は団体が保管することになります)

Q24 スポーツ交流事業として、他区の団体と交流試合を行うような場合も、区民を対象にした事業として助成対象になるのか？

A 他区の団体との交流試合であっても、片方が中野区民で構成される団体であれば、助成対象になります。

政策助成の制度全体に関するお問合せ等は、下記までお願い致します。

区長室 政策担当(19年度からは政策室 区民自治推進担当 1階20番窓口)

<電話> 3228-5571(直通)

(平成19年度 申請書類の受付) 4月2日(月)～5月11日(金)

申請に際しては、申請要件や書類の内容確認等を、区の「申請・問合せ先」(手引きのP3～P5)にて行います。

特に、申請できる団体の要件について、該当するかどうか判断が難しい場合は、申請書類の作成前に、必ず「申請・問合せ先」へご確認下さい。

<本庁舎内の各窓口> 中野区中野四丁目8番1号

月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時

<環境リサイクルプラザ> 中野区中野五丁目4番7号

月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時

<男女共同参画センター> 中野区中野二丁目13番14号

火～土曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時 月曜は休館